

令和5年度 自動車騒音の常時監視結果（面的評価）

自動車騒音の常時監視業務については、騒音規制法第18条に基づき都道府県等が実施してきましたが、平成24年度からは権限移譲により市の区域にあつては市が実施することとなりました。

令和5年度の自動車騒音の常時監視（面的評価）結果は以下のとおりです。

面的評価・・・一定の区間ごとに道路の沿道（50m以内）に建っている全ての住居等の騒音レベルを推計し、環境基準値を超える戸数及び割合により評価するものです。

令和5年12月4日～5日実測

評価対象道路	自動車騒音測定等実施箇所及び基準値	区間延長(km)	対象戸数	達成状況			
				昼夜達成	昼のみ達成	夜のみ達成	昼夜超過
国道135号	静海町10-9付近	1.7	265	265 (100)	0	0	0
国道135号	※1 10570	0.5	200	200 (100)	0	0	0
伊東修善寺線	南町	3.6	605	605 (100)	0	0	0
伊東修善寺線	2-2付近 ※2	1.2	366	366 (100)	0	0	0
伊東西伊豆線	※1 41160	7.6	383	283 (100)	0	0	0
中大見八幡野線	八幡野	2.3	148	148 (100)	0	0	0
中大見八幡野線	403付近 ※2	1.0	41	41 (100)	0	0	0

※道路に面する地域における基準値は、昼間65dB以下・夜間60dB以下。ただし、道路近接空間にあつては、前記基準値にかかわらず昼間70dB以下・夜間65dB以下。

※1 国道135号（調査単位区間番号10570）及び伊東西伊豆線（調査単位区間番号41160）につ

いては、騒音発生強度の把握方法を「交通量が僅少の事由により、環境基準値以下と決定する方法」としたため、100%環境基準値以下となっている。

※2 伊東修善寺線及び中大見八幡野線の騒音発生強度の把握の方法は、同一路線内の1区間で実測し、その区間を準用する方法とした。

評価の結果について

今回評価の対象とした道路（総延長 17.9 km）に面する地域の住居等（2,008 戸）の環境基準達成状況は、基準を全て達成されており、昼夜超過もなく良好でした。